
令和6年度 動物愛護週間用ポスター 原画コンクール 実施要領

兵庫県動物愛護協会と兵庫県では、9月20日から26日までの動物愛護週間にちなみ、動物愛護週間用ポスター原画コンクールを県内の小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象に実施します。

- 1 主 催 兵庫県動物愛護協会、兵庫県
- 2 目 的 ポスター原画の制作過程を通じて、動物愛護の意識の高揚を図る
- 3 応募資格 令和6年度4月現在、
兵庫県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒
- 4 提出期限 令和6年4月12日（金） 必着（厳守）

- 5 応募方法

各学校にて、作品の中から優秀なもの10点以内を選び、様式2の応募票を作品の裏面に貼り、様式1の応募票（小学校は低学年・高学年別に1枚ずつ。学年は新学年）に記載の上、ご応募ください。

※ 小学校は低学年・高学年合わせて10点以内。

※ 作品は丸めずに、伸ばしたまま送付してください。

送付先（問い合わせ先）

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県環境部自然鳥獣共生課 内

兵庫県動物愛護協会 事務局

TEL 078 (341) 7711 (代表) (内線3339)

- 6 作成要領

- (1) 文 字

文字入れ無しもしくは、

「動物愛護週間」とだけ記入（必ず漢字）で作成してください。

「動物愛護」（漢字4文字）や「動物あいご週間」（ひらがな混じり）、

その他の文字・メッセージ、数字を記入の場合、審査対象外となります。

- (2) 用 紙

B3（縦51cm，横36cm）または四切り（縦55cm，横40cm）で、

必ず縦書き。（横書きは審査対象外）

(3) 色 彩

自由（クレヨン、パステル、水彩、油彩等いずれでもよい。）

(4) 図 柄

動物愛護週間の趣旨にふさわしいもので、**手書きかつ創作のもの**。
（写真の模写は著作権法侵害となりかねますので、審査対象外となります。
また、写真・イラスト等の貼り付けや、コンピューターグラフィック等で作成したものも、審査対象外とします。）

(5) 記 名

応募作品には、裏面に必ず**様式2**を貼り付けてください。
（学校名、学年（令和6年4月現在）、氏名（ふりがな）、性別は必ず記入してください。）

※ **学年については、新学年となっておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。**

7 審査及び審査結果発表

(1) 審 査

審査は、兵庫県動物愛護協会、兵庫県及び兵庫県教育委員会で構成する審査会において行います。

(2) 発表方法

入賞作品については、該当学校長あて通知するとともに、報道機関にも資料提供します。入選のなかった学校には、こちらから通知はいたしませんので、予めご了承ください。

8 表 彰

入賞者には、当協会会長の賞状、記念品を贈呈します（参加賞はありません）。

9 その他

(1) 動物愛護週間期間等に、入賞作品による展示会を開催します。

(2) 入賞作品の中から1点を選定し、当協会普及用ポスター（令和6年度）として印刷し、県内に配付します。

10 注意事項

(1) 応募作品の著作権はすべて主催者に帰属します。

(2) **応募作品は返還できませんので、予めご了承ください。**

【動物愛護週間について】

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、国民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日～26日を動物愛護週間と定めており、週間中には国や地方自治体、関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための行事が行われています。